

アメリカ刑事法の調査研究 (166)

米 国 刑 事 法 研 究 会
(代表 堤 和 通)*

Mitchell v. Wisconsin, 588 U.S. ___, 139 S.Ct. 2525 (2019)

柳 川 重 規**

飲酒運転の事案で運転者が意識を失っている場合には、令状入手の時間的余裕のない緊急状況にあることが事実上推定され、無令状採血が緊急性の例外により第4修正上正当化される、と判示された事例（複数意見）。

《事実の概要》

1 飲酒運転について、今日、合衆国のすべての州で血中アルコール濃度に基づく規制を行っており、さらに、この規制を実施するためにいわゆる黙示同意法（implied-consent law）を制定している。ウィスコンシン州の黙示同意法は、他の49州及びコロンビア特別区と同様、運転者が薬物又はアルコール関連の罪を犯していると思料する理由を官憲が有している場合には、呼気検査又は血液検査が行われることに運転者は同意していると推定するものである。同法によれば、官憲から検査を求められた際に、運転者は検査に応じるか否かを選択することができるが、検査に応じて血中アルコール濃度の数値が基準値を超えていることが判明すれば運転免許停

* 所員・中央大学総合政策学部教授

** 所員・中央大学法学部教授

止の処分を受け、他方、検査を拒否すれば運転免許取消の処分を受け、加えて、検査を拒否した事実は刑事裁判において自己に不利な証拠に用いられる可能性がある。運転者による検査拒否は、検査の推定同意を撤回したと法律上は構成されるが、運転者が意識を失っているなど同意を撤回することができない状況にある場合には、同意を撤回しないものと推定され、血液検査を実施することが許される。意識を失っている運転者に対しては、全米の半数以上の州がウィスコンシン州と同様の規定を置いている。

2 申請人ミッチェルは、路上で警察官から簡易式の呼気検査を受け、血中アルコール濃度が、ウィスコンシン州法で車両の運転が許されている限度の3倍の値(0.24%)であったことから、飲酒運転の罪で逮捕された。警察官は通常の実務に従い、より正確な呼気検査を行うためミッチェルを警察署に連行したが、警察署に到着したときにはミッチェルは睡眠状態に陥っており、呼気検査を行うことができなかった。そこで、代わりに血液検査を実施しようと、警察官は付近の病院にミッチェルを連行した。病院に到着した時点でミッチェルは意識を失っていた。それでも、警察官は運転者に血中アルコール濃度の検査を拒否する機会を与えるための標準的な告知書を読み上げ、応答がないのを確認した上で、病院のスタッフに血液検査を依頼した。血液検査が行われたのは逮捕から1時間半後のことであったが、検査の結果、ミッチェルの血中アルコール濃度は、州法で車両の運転が許される値を超える0.222%であることが判明した。

ミッチェルは、飲酒運転関連法規に違反した罪で起訴された。血液検査が無令状で行われたことを理由に、ミッチェルは、これが第4修正に違反すると主張し、検査結果を証拠から排除することを求めた。ウィスコンシン州は、黙示同意法(及びミッチェルが公道上での自動車の運転を自由に選択した事実)を根拠に、血液検査は同意捜索に当たり第4修正違反はないと反論した。公判裁判所はミッチェルの証拠排除申立てを退け、陪審はミッチェルを有罪と認定した。中間上訴裁判所は、①本件血液検査はウィスコンシン州の黙示同意法に従っているということから、第4修正に適合していると認めることができるか、②意識を失っている者から無令状で採

血することが第4修正に反するか、との点について、ウィスコンシン州 Supreme Court に意見確認 (certification) を行い、ウィスコンシン州 Supreme Court は、ミッチェルの有罪判決を確認する判断を示した。意識を失っている車両運転者に対する無令状採血を認める法律の規定が、第4修正の令状要件の例外に該当するか否かを判断するため、合衆国最高裁判所によりサーシオレイライが認容された。

《判旨》

破棄・差戻し

- 1 アリトー裁判官の複数意見 (ロバーツ首席裁判官, プライヤー裁判官, カバノー裁判官参加)

本件の争点は、飲酒運転の疑いのある車両運転者が意識を失っている場合に、無令状で血液検査を行うことができるかである。このような場合には、呼気検査ができないため、飲酒運転を規制する法律を実際に執行できるか否かは血液検査の可否にかかっている。また、運転者は病院の救急処置室に運ばれ、警察が求めなくとも診断目的で採血が行われる蓋然性が高い。加えて、警察官は事故状況の報告をしたり、他に負傷した運転者や乗員がいれば病院に付き添い、さらには、事故の拡大を防ぐ措置を講じなければならないなどの責務を負うため、令状を入手するのに必要な手続を取ることができないことがある。これらのことからすると、運転者が意識を失っている状況では、無令状採血はほとんどの場合に令状要件の緊急性の例外に該当し合憲となる。以下、理由を詳述する。

- 1 ウィスコンシン州の黙示同意法を検討するに当たり、黙示同意法が関係した判例を見てみると、これらの判例は、黙示同意法により運転者が採血に現実に同意しているとの理由から結論を導き出しているのではなく、個々の事案で提起された具体的な憲法違反の主張に対して判断をしていることがわかる。すなわち、*Schmerber* (*Schmerber v. California*, 384 U.S. 757 (1966)) では、黙示同意法による血液検査の強制は自己負罪拒否特権侵害に当たらないとされ、*Neville* (*South Dakota v. Neville*, 459 U.S. 553

(1983))では、検査拒否の事実を被告人に不利な証拠として用いることも同特権の侵害に当たらないとされている。さらに、*Mackey v. Montrym* (*Mackey v. Montrym*, 443 U.S. 1 (1979))と*Neville*では、検査拒否を理由に自動的に運転免許を取り消すことも、逮捕の相当理由があればデュー・プロセス違反とはならないとされている。また、第4修正の領域でも、*Birchfield* (*Birchfield v. North Dakota*, 579 U.S. ___ (2016))では無令状での呼気検査、血液検査の合憲性に関して、「逮捕に伴う捜索」法理の適用の可否が争われ、呼気検査についてはこれが肯定されたが、血液検査については、呼気検査というより権利侵害の度合いが低く、血中アルコール濃度を同程度に正確に測定しうる代替手段が容易に利用できることを理由に、この法理の適用は否定された。また、*McNeely* (*Missouri v. McNeely*, 569 U.S. 141 (2013))では、血中のアルコールが自然に分解・代謝されることを理由に、飲酒運転の事案での血液検査は常に緊急性の例外に該当するといえるか否かが争われ、この理由のみでは緊急状況にあるとは認めることはできず、*Schmerber*の事案のように、事故処理に従事しなければならぬなどの事情があって、令状発付請求をすればさらに採血が遅れて、証拠破壊の虞が現実のものとなるといった場合でなければ、緊急性の例外には該当しないと判示されている。

緊急性の程度という点では、*McNeely*の事案はどの飲酒運転の事案にも共通に見られる最低限のものであったのに対し、本件は、被疑者が意識を失っていたことから、*Schmerber*と同様、緊急性の度合いが高まっている事案であるといえる。本件では、路上で呼気検査が行われているが、この呼気検査は簡易のものであり、検査の精度は逮捕の相当理由の根拠とするには十分ではあるが、公判で飲酒運転の有罪認定を導く証拠としては十分なものとはいえない。したがって、警察署等でより精度の高い呼気検査を実施する必要があったのであるが、ミッチェルが意識を失っていたためそれが不可能となり、採血を行わざるを得なかったのである。

2 採血は第4修正上の身体への捜索に当たり、本件では採血が無令状で行われていることから、この無令状採血が第4修正上の合理的な捜索とい

えるかが問題となる。無令状採血を合理的なものとする法理の一つに、① 捜索を行う切迫した必要があって、② 令状入手の時間的余裕のないことを理由に令状要件に例外を認める、「緊急性の例外」がある。この「緊急性の例外」の適用の在り方に関して、飲酒運転の相当理由が運転者に認められる場合一般については、既に *McNeely* で検討がなされている。本件でサーシオレイライを認容して検討を加えようとしているのは、飲酒運転の相当理由が認められる運転者が意識を失っている場合という、より限定された場合についての適用の在り方である。

(1) この場合に、採血を行う必要が切迫したものといえるかという点については、第1に、幹線道路上の交通の安全確保は、先例でも喫緊のもの、最重要のものといわれているように、極めて重要な公共の利益に関わる。そして、飲酒運転がもたらす死亡事故は、先例上も、戦争による破壊に匹敵する大量殺戮であるともいわれてきた。第2に、連邦及び州の立法者は、酒に酔った状態についての定義を数値で示さなければ飲酒運転の規制を効果的に行うことが難しいことを認め、血中アルコール濃度が一定の数値を超える状態での運転を禁止するとの方法を取っている。現在、連邦及びすべての州で、血中アルコール濃度が0.08%を超える状態での運転を禁じ、さらに、多くの州では、飲酒運転を繰り返す者、及び、基準値を大きく超えて運転を行った者に対してより重い制裁を科す法律を定めている。自動車事故による死傷者数が、近年、劇的に減少していることから、こうした戦略は功を奏しているとみてよい。第3に、血中アルコール濃度に基づいて規制を行うには、法廷で証拠として利用するに堪える精度をもった検査が必要であるが、血液検査は、この点で極めて効果的な方法であることが認められている。さらに、血流中のアルコールは自然に消失することから、血液検査は迅速に行われなければならない、検査が遅れば、運転時の血中アルコール濃度を正確に把握できなくなる。最後に、血中アルコール濃度の検査として呼気検査が利用できないときには、血液検査によらざるを得ないので、運転者が意識を失っている場合において上述した切迫した重要な利益を保護するには、血液検査が不可欠のものとなる。以

上の理由から、運転者が意識を失っている場合には、血液検査を行う切迫した必要があるといえる。

(2) 次に、令状入手の時間的余裕のない緊急状況にあるか否かの点についてであるが、*Schmerber*によれば、①血中アルコールの自然な消失と、②運転者の生命・身体の安全確保のための対応、交通安全の確保、事故現場の調査などの法執行上の必要など、令状発付請求手続に優先する切迫した必要の存在という条件をとともに充たせば、緊急状況にあることが認められる。以下に述べるように、飲酒運転の事案で運転者が意識を失っている場合は、この2つ目の条件も充足しており、*Schmerber*が直接の先例となる。

i) 人が意識を失っているということ自体、直ちに医療上の処置を施す必要のある緊急事態である。そして、このような状況では、警察が以下のような事情を予期するのは合理的であるといえる。それは、警察は、そうした運転者の容態を監視したり、適切な場所に移動させたり、また、病院への搬送の援助をしなければならず、また、病院に搬送されれば、どのみち運転者は診断目的で直ちに血液を採取される可能性がある。また、他の処置が先に行われると、その後に令状を入手して採血を行おうとしても採血が遅れる可能性があり、それにより血液標本の証拠価値が減少してしまう危険性がある、ということである。このような事情は、運転者が意識を失っている事例を *McNeely* のような単純な飲酒運転の事例と区別し、*Schmerber* のように緊急性の例外が適用される方向に押し進めるよう作用する。さらに、運転者が意識を失っている事例では、緊急状況がより明確に現れるといえる。すなわち、運転者が意識を失うほど酩酊していれば、衝突事故が発生している可能性も高く、運転者が怪我をしていたり、他にも怪我を負った者がいれば、医療スタッフが現場に到着するまで、警察官が処置をしなければならない。さらに、死者が出た事故の場合には、その対応にも当たらなければならない。その他にも、事故現場での証拠の保全や事故の拡大を防止する措置も講じなければならない。このような切迫した問題が生じれば、令状発付請求手続に取り掛かることが遅れ、これにより採血も遅れ、そして、血中アルコール濃度の検査の精度が落ちることに

なる。このような状況においては、警察官は、令状請求を優先して、生命・身体の安全確保や交通安全の確保を犠牲にするか、それとも、令状請求を遅らせて血液検査の証拠価値を犠牲にし、ひいては、現行の飲酒運転規制スキームが護ろうとしている喫緊の最重要の利益を犠牲にするかというジレンマに直面する。令状要件の緊急性の例外は、このようなジレンマを解消するために生み出されたものである。

ii) 電話令状や電子令状の制度を利用することにより、近時、令状を入手するのに必要な時間は確かに短縮してきてはいるが、しかし、ゼロになったわけではない。運転者が意識を失っていることから緊急事態が生じている場合において、令状を入手するためにたとえ短時間であってもそれへの対応を後回しにすれば、甚大な損失がこれによって生じることになる。

3 飲酒運転の相当理由が運転者に認められ、かつ、運転者が意識を失っていたり、意識が朦朧とした状態にあつて、公判でも証拠に用いるような精度をもつ標準的な呼気検査を実施することが不可能な場合には、無令状採血を行っても、ほとんどすべての場合に第4修正違反とはならない。もっとも、警察が血液検査を求めなければ病院等で採血が行われず、かつ、令状発付請求手続を取ると他の様々な切迫した必要に対処する妨げとなる、と警察官が判断したことが合理的であるとはいえない場合が、一切ないとはいえない。本件がこのような例外に当たる場合であることを証明する機会を、申請人ミッチェルは、本件では一切与えられていないので、その機会を与えるためにウィスコンシン州 Supreme Court の判断を破棄し差し戻す。

2 トマス裁判官の結論賛成意見

複数意見は、飲酒運転の嫌疑がある者が意識を失っている場合に、緊急状況にあることを推定するというものである。この推定は実際に反証できる場合がほとんどないが、それでも法執行官と裁判所は負担を強いられなくなるわけではない。McNeely の反対意見で述べたように、飲酒運転の事案では、時間の経過とともにアルコールが代謝・分解されることから、常

に証拠隠滅の危険があるといえ、被疑者が酒に酔っていると疑うに足りる相当な理由がある場合には、自動的に緊急性の例外が認められるべきである。したがって、複数意見の結論のみに賛成する。

3 ソトマイヨール裁判官の反対意見（ギンズバーグ裁判官、ケイガン裁判官参加）

1 ウィスコンシン州は、州の裁判手続において、本件の無令状採血が「緊急性の例外」によっては正当化されないことを認めており、その上で、州の黙示同意法を根拠にその合法性を主張していた。原裁判所のウィスコンシン州 Supreme Court も、令状入手の時間的余裕があったとしても州の黙示同意法に基づいて無令状採血を行うことが、第4修正に違反しないか否かを争点として判断を行っている。当裁判所がサーシオレイライを認容したのも、ウィスコンシン州のような黙示同意法が、第4修正の令状要件の例外となりうるかを判断するためであった。このように、複数意見は訴訟当事者が主張しておらず、下級裁判所が審理していない争点について判断をしている。

2 *Schmerber* と *McNeely* では、「緊急性の例外」は類型的判断に基づいて適用することはできず、個別事案に即して事情を総合して適用の有無が判断されなければならない、とされている。また、*Birchfield* では、「逮捕に伴う搜索」の例外によっては、無令状採血は正当化されないと判示されている。したがって、これらの先例によれば、令状入手の時間的な余裕があれば、採血は令状を入手して行われなければならないのである。そのため、ウィスコンシン州も、黙示同意法によって申請人ミッチェルが採血に同意していると一貫して主張してきているのである。

同意搜索に関しては、同意が現実のもので十分な情報に基づくものでなければ、令状要件の例外たる同意搜索と認めることはできず、本件の黙示同意法によっては、この要件は充足されない。

3 ウィスコンシン州は、「緊急性の例外」の適用の是非を争うことを放棄しているのであるから、当裁判所はこの争点について審理すべきでは

なかった。また、当裁判所は審査裁判所であるから、下級裁判所が審理もせず、訴訟当事者により提起もされていない新規の理論構成を自ら打ち出すべきではない。

4 (1) *McNeely* において、飲酒運転の事案では典型的に「緊急性の例外」の適用が認められるべきだと主張が退けられたのは、飲酒運転の事案においても令状を入手する時間的余裕のある場合が存在するとの理由による。すなわち、採血は逮捕後直ちに行えるわけではなく、病院等に被疑者を連行し、医師等の手によって行われなければならないので、必然的に遅滞を伴う。そして、このように、採血までに遅滞が生じることが想定されうるので、被疑者を病院に搬送したり、事故現場等で緊急対応に当たる警察官と令状発付請求手続を行う警察官が別々の者である場合には特に、令状を入手する時間的余裕が生まれうるのである。

時間の経過とともに血中のアルコールが消失していくとしても、その進行は緩やかであり、しかも、ある程度予測が可能な進度で消失していくので、血中アルコール濃度が大きく低下する前に令状を入手できる場合はありうる。さらに、遅滞が検査の正確性に疑いを生ぜしめるほど著しいものでなければ、専門家が採血時の血中アルコール濃度から運転時の血中アルコール濃度を遡って判定することも可能である。加えて、電話や無線、Eメール、ビデオ会議システム等を利用した令状発付請求が、連邦及び相当数の州で認められてきており、様式の標準化による令状発付請求手続の効率化とあいまって、飲酒運転事件での令状発付は、5分から15分という短時間で行われるようになってきている。したがって、飲酒運転の事案であっても、令状を入手しようと思えば入手できる時間的余裕のある場合は存在するのである。

(2) *McNeely* で「緊急性の例外」の典型的な適用を否定したこの理由付けは、飲酒運転の被疑者が意識を失っている場合にも、すべて当てはまる。しかも、被疑者が意識を失っている場合には、被疑者に意識がある場合に比べ血中アルコール濃度がより高い傾向にあり、血中アルコール濃度が法定の基準値を超えている状態が長く続くと推定される。

(3) 複数意見は、飲酒運転の被疑者が意識を失っている場合には、常に緊急に治療を行う必要があるため、他の事案とは区別されるというが、治療が必要なのは被疑者が意識を失っている場合に限ったことではない。また、治療を行わなければならないことが、常に令状請求の障害になるわけでもない。法廷意見は、さらに、飲酒運転による事故の現場で意識を失っている被疑者やその他治療を要する者を介抱する必要や、交通事故の拡大を防止する措置を取る必要、事故調査を行う必要などを強調するが、被疑者が意識を失っている事案の大部分において、このような事態が生じているということが、記録によって示されているわけではなく、本件でもそのような事態は生じていない。複数意見が想定するような事態が生じる事案では「緊急性の例外」が適用されるのであり、そのような事情のない本件やその他多くの事案では、令状を入手する時間的余裕があるのであるから、令状を入手しなければならないのである。

5 複数意見の判断は、飲酒運転の事案における令状要件による保護を不必要に奪うものであり、しかもその影響は本件にとどまらず、将来の数多くの事案に及ぶ。そのような判断を複数意見は、訴訟当事者の主張にも基づかず、下級裁判所の判断も前提とせず直観に基づいて行っている。以上の理由から、複数意見に反対する。

4 ゴーサッチ裁判官の反対意見

当裁判所が本件を取り上げた際の争点は、ウィスコンシン州内で車両を運転する者が血液検査に黙示的に同意しているということ、州法がその旨を定めていることを以て認めてよいかであった。それにもかかわらず、本日、当裁判所はこの争点に答えず、「緊急性の例外」法理を適用して本件を解決した。飲酒運転の事案への緊急性の例外法理の適用は、複雑で困難な問題を提起するものであるが、本件では両当事者も下級裁判所もそれについて検討を行っていない。本件についてはサーシオレイライの申請を却下し、緊急性の例外法理の適用が争点となる事案を待つべきであったと史料する。

《解説》

1 争点の整理

本件の争点を大括りで捉えると、飲酒運転の疑いのある車両運転者で意識を失っている者に対して無令状採血を行うことの第4修正適合性ということになるが、この争点は理論的には、①黙示同意法 (implied consent law) により同意捜索として合憲とできるか、②逮捕に伴う捜索として合憲とできるか、③緊急捜索として合憲とできるかの3つにさらに分けることができる。

本件で、合衆国最高裁判所がサーシオレイライを認容した際の争点は、ソトマイヨール裁判官の反対意見、ゴーサッチ裁判官の反対意見によれば①のようであるが、複数意見は③について判断を行っている。

2 各争点と先例

(1) 同意捜索

本件のウィスコンシン州黙示同意法は、公道を自動車で走行する車両の運転者は、車両走行の権利を有しているのではなく、特権として特別の許可が与えられているに過ぎず、しかも、許可を受ける条件として運転者は、薬物又はアルコール関連の罪を犯していると思料する理由を官憲が有している場合には、血液検査が行われることに同意していると推定されるとする。運転者は血液検査を拒否することも可能であり、拒否によって推定同意は撤回されたものと扱われるが、検査を拒否すれば運転免許取消の処分を受け、さらに、検査を拒否した事実は刑事裁判において自己に不利な証拠に用いられる可能性がある。運転者が意識を失っているなど同意を撤回することができない状況にある場合には、同意を撤回しないものと推定され、血液検査を実施することが許される。以上が同法の主な内容である。

こうした法律で定める同意が第4修正上有効なものと認められるか否かという点については、検査を拒否した場合の制裁が刑罰となる場合については、*Birchfield* (*Birchfield v. North Dakota*, 579 U.S. ___ (2016))¹⁾で、刑

1) *Birchfield* については、椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』（中央大学出版

罰という厳しい制裁を受けることについてまで同意していると見ることはできないと判示されている。しかし、課される制裁が本件のウィスコンシン州法のように、運転免許取消処分や検査を拒否した事実が刑事裁判において自己に不利な証拠に用いられる可能性があるという程度にとどまる場合については、合衆国最高裁判所の先例は存在しない。

本件でウィスコンシン州 Supreme Court は、*Birchfield* を参照しながら、黙示同意法に基づいて同意を認定することは、運転免許という特権が与えられることと合理的に関連する条件について、しかも、その違反に対する制裁が違反の重大性と均衡のとれたものであるといえるものについてのみに認められるとした。そして、本件のウィスコンシン州黙示同意法が検査拒否に対して課している制裁が、運転免許の取消と刑事裁判での証明上の不利な扱いに限られていることを指摘して、飲酒運転の相当理由が認められる運転者は、採血に同意していると認めてよいとした。さらに、意識を失っている運転者は、意識を失うに至る程度まで飲酒をしたことにより、同意を撤回する権利を放棄しているとし、黙示同意法に基づいてミッチェルについて採血に対する同意があったと認定した²⁾。

(2) 逮捕に伴う搜索

逮捕に伴う搜索として採血を無令状で行うことが許されるかという点については、*Schmerber* (*Schmerber v. California*, 384 U.S. 757 (1966))³⁾ で、注射針を肌を刺して行うという採血の身体への侵襲の度合いの強さに鑑みて、個別事案における令状入手の時間的余裕の有無を問わずに、「逮捕に伴う搜索」として無条件で無令状採血を認めることはできないと判示されている。もっとも、この判示は、「逮捕に伴う搜索」の法理は適用されるが、身体への侵襲の強度が強いので事案ごとに令状入手の時間的余裕があるか否かを判断すべきであるとしたのか、「逮捕に伴う搜索」の法理の適

部、2020年）350頁（柳川重規担当）参照。

2) *States v. Mitchell*, 914 N.W. 2d 151 (Wis. 2018).

3) *Schmerber* については、渥美東洋『捜査の原理』（有斐閣、1979年）52-53頁参照。

用がそもそもなく、「緊急性の例外」法理の適用により事案ごとの緊急性判断となるのかは、必ずしも明らかではなかった。この点につき、*McNeely* (*Missouri v. McNeely*, 569 U.S. 141 (2013))⁴⁾ は、「逮捕に伴う搜索」法理の適用を否定し、「緊急性の例外」法理により判断するとの立場を明らかにした。そして、この判断は *Birchfield* で確認されている。

なお、*Birchfield* では、「逮捕に伴う搜索」法理の適用がない理由として、身体への侵襲の度合いの強さに加えて、血液検査により、病気や妊娠の有無など高度の個人情報明らかになり、採血がプライバシーへの干渉の度合いが高い捜査手法であることも挙げられた。この点は、携帯電話内の情報がプライバシーが厚く保護されるべきものであることを理由に、「逮捕に伴う搜索」として搜索を自動的に行うことは許されないとした *Riley* (*Riley v. California*, 573 U.S. ___, 134 S.Ct. 2473 (2014))⁵⁾ と同一の思考に基づくものであると思われる。

(3) 緊急搜索

「緊急性の例外」を適用するに当たっては、令状入手の時間的余裕がないか否かを事案ごとに事情を総合して判断するのが基本である。とはいえ、事情の総合判断は予見可能性が低く、しかも血中アルコールは、時間の経過とともに自然に分解・代謝され、さらには、法律上、血中アルコール濃度の程度により、犯罪類型・刑罰の重さに差が設けられている。こうしたことから、「緊急性の例外」法理が適用されるか否かを判断するための明確な基準を法執行機関に提供する必要は高く、そこで、*McNeely* にお

4) *McNeely* については、椎橋・前掲注1) 383頁(柳川重規担当)参照。

5) *Riley* については、椎橋・前掲注1) 339頁(安井哲章担当)、成瀬剛「アメリカの刑事司法・法学教育の一断面—最近の連邦最高裁判例を素材として」法学教室411号164、洲見光男「*Riley* 判決」比較法学49巻1号180頁、池亀尚之・アメリカ法2015年1号144頁、森本直子「被逮捕者の携帯電話の搜索と令状の必要性：*Riley v. California*, 134 S.Ct. 2473 (2014)」比較法学49巻2号、伊藤徳子「逮捕に伴う無令状搜索・押収」中央大学大学院研究年報46号法学研究科篇473頁、拙稿「逮捕に伴う搜索・押収の法理と携帯電話内データの搜索—合衆国最高裁 *Riley* 判決の検討—」法学新報121巻11・12号527頁等参照。

いて、血中アルコールが時間の経過とともに自然に分解・代謝されることを理由に飲酒運転の事案では自動的に緊急性を認定してよいか争点とされた。そして、トマス裁判官を除くすべての裁判官がこのような自動法理を採用することに反対した(ちなみに、トマス裁判官は、本件でもその立場を維持している)。

もっとも、合衆国最高裁判所の裁判官の中には、緊急性の認定を自動法理によって行うことには反対しつつも、法執行機関への指針の提供の必要性も強く自覚している裁判官もおり、たとえば *McNeely* のロバーツ首席裁判官の一部賛成・一部反対意見では、被疑者が病院等に搬送されていて、捜索令状を入手した上で採血を実施すれば採血に遅れが生じる場合には、無令状採血も正当化されるとの考え方が示されている。

3 本件の判断

(1) 複数意見

本件で複数意見は、「緊急性の例外」法理により無令状採血が認められるか否かを問うアプローチをとり、その上で、運転者が意識を失っている場合には、ほとんどの場合に緊急状態であると認めてよいとの判断を示した。そして、警察が血液検査を求めなければ病院等で採血が行われず、かつ、令状請求手続を取ると、他の様々な切迫した必要に対処する妨げとなると警察官が判断したことが合理的であるとはいえないことを、被告人の側が証明した場合を例外とした。本件は、実際には令状入手の時間的余裕があったことをウィスコンシン州側も認めている事案であるが、これを事実上緊急状況にあることを推定するとの処理をすることにより、「緊急性の例外」法理を適用して無令状採血を合憲としたのである。

複数意見は、州裁判所で、意識を失っている運転者に対する採血を、「黙示同意法」により「同意捜索」と見ることができるかが争点とされていたのに、これを「緊急性の例外」の適用の是非の問題としたのであるが、それは、「黙示同意法」により採血について現実に同意があったものと見ることができるのであれば、これまで、採血の各憲法上の争点について判断してきた判例が意味のないものになってしまうので、現実の同意の

有無について判断せず、他の争点について判断して事案を解決する方が、これまでの判例の流れに沿っている、と見たからのようである。また、この点については、黙示同意法により「同意搜索」として無令状採血を認めると、「同意搜索」の例外の適用を著しく拡大することになり、その点に複数意見は躊躇を覚えたのではないかとする見方もある⁶⁾。

次に、本件の複数意見の特徴としては、まず、先例として *Schmerber* に大きく依拠している点が挙げられる。もっとも、*Schmerber* は、緊急状況の認定はあくまで事情を総合して行っており、その際に考慮すべき事情の一つとして、この事件では警察官が交通事故の処理も行わなければならない、そのために採血が遅れて血中のアルコール濃度という証拠が消失する危険が高まった点を強調していたように思われる。これに対し本件の複数意見は、*Schmerber* の判断を抽象化し、①血中アルコールの自然な消失に加え、②運転者の生命・身体の安全確保、交通安全の確保、事故現場の調査など、令状発付請求手続に優先する切迫した必要が存在すれば、令状入手の時間的余裕のない緊急状況にあるといえる、としている。

複数意見は、また、令状入手の時間的余裕があるか否かの判断は事情の総合によるということは、一般論としては受け入れつつ、運転者が意識を失っている場合には、緊急状況にあると事実上推定するとの考え方を示した。このような判断を行った根底のところには、「緊急性の例外」法理が適用されるか否かを判断するための指針を法執行機関に提供しなければならないとの考えがあるように思われる。

この推定を破るために被告人が反証すべき事情の一つとして、複数意見は、警察が血液検査を求めなければ病院等で採血が行われなかったという事情を挙げている。これが推定を破る事情として挙げられた理由は、警察が求めなくても診断・治療目的で採血が行われるのであれば、それを捜査目的でも利用したとしても、採血は結局1回しか行われないので、運転者の身体に対する侵襲がより強くなるわけではないと考えたからのようであ

6) Leading Cases, 133 Harv. Law Rev. 302, 307 (2019).

る⁷⁾。

(2) 複数意見とソトマイヨール裁判官の反対意見を分けている要因

ソトマイヨール裁判官の反対意見は、令状入手の時間的余裕があるか否かは、あくまで事案ごとに事情を総合して判断すべきであり、「緊急性の例外」を適用して無令状採血を容認するには、具体的事案で令状入手の時間的余裕がなかったことが認定されなければならないとする。採血を行うには被疑者を病院等に連行しなければならず、被疑者を逮捕した後、採血が行われるまでに必然的に遅滞が生じるので、この間に令状を入手することが可能であるというのが主な理由である。

複数意見とソトマイヨール裁判官の反対意見を分けている要因としては、さらに、事情の総合判断の、とりわけ捜査機関にとっての容易性、確実性、予見可能性についての評価の相違、令状発付請求の実施方法についての認識の相違、すなわち、被疑者に対応している警察官が令状発付請求をしなければならないのか、それとも別の警察官がするのかといった点(本件は一人の警察官が対応した事例である)、採血時の血中アルコール濃度から遡って推測される運転時の血中アルコール濃度の証拠価値についての評価の違いなどを挙げることができる。

4 本件判断の意義

本件の判断は、緊急性の例外について一般論としては事情の総合判断によりつつも、法執行機関への指針の提供を目的に、判断の類型化を図ろうとする動きの一環をなすものであると評価することができる。

7) See, *Mitchell v. Wisconsin*, 139 S.Ct. 2325, 2538 note 8. とはいえ、*Schmerber*で採血が運転者の身体への侵襲の度合いの強いものであることが指摘されたのは、逮捕に伴う搜索として自動的に採血を許すのが妥当ではないことを根拠付けるためであるから、これを緊急性の推定の問題と関連付けることには疑問を感ずる。また、*Birchfield*では血液検査から高度の個人情報明らかになる点も、逮捕に伴う搜索として無令状採血が許されない根拠に挙げられているが、この点からすると、診断・治療目的でも血液を採取するとしても、これを捜査目的で利用するには、令状を要件として、搜索の実体要件の充足を令状発付官が確認する手続を経るようになるとした方が良いように思われる。

なお、本件の判断は複数意見ではあるが、複数意見の基準を満たす場合には、常にトマス裁判官の結論賛成意見の基準を満たすことにもなるので、実質的には法廷意見と同等の意義を有するものであると評価することができるかもしれない⁸⁾。少なくとも、運転者が意識を失っている事案の処理に対する実際上の影響力は大きいといえる。

また、*Schmerber* の判断を抽象化して理解したことから、その影響は、運転者が意識を失っている事案に限定されず、「運転者の生命・身体 of 安全確保、交通安全の確保」の解釈如何によっては、無令状採血が許される範囲が大きく広がる可能性もある⁹⁾。

5 本件判断の我が国への示唆

我が国では緊急搜索を認めないというのが多数の見解であり、この見解に拠るのであれば、本件での複数意見の判示内容、複数意見とソトマイヨール裁判官の論争は、我が国には参考にならず、本件は、あくまで合衆国の問題として「緊急性の例外」法理の適用の在り方の一場面を示した判例ということになろう。

とはいえ、甚大な被害をもたらす飲酒運転を効果的に規制するには、血中アルコール濃度を基準に規制することが必要で、そのためには、一定の場合に「緊急性の例外」法理を適用して無令状採血を容認する必要があることは、合衆国最高裁判所のすべての裁判官が認めるところである。我が国の憲法はこうした必要に応ずるための緊急搜索を本当に許さないものなのであろうか。緊急搜索の可否について再考が必要なように思われる。

8) Case Note, *Bloodied: How So-Called Exigencies Continue to Erode the Fourth Amendment*, 57 Am. Crim. L. Rev. Online 1, 3 (2020) は、*Marks v. United States*, 430 U.S. 188, 193 (1977) で、1つの理由付けに過半数の裁判官がまともななかった場合に、結論に賛成した意見の中で最も狭い考え方を法廷意見とみることができる、と判示されていることを根拠に、本件の複数意見を法廷意見と評価しようとしている。

9) *Leading Cases supra* note 6 at 308-310.